

平成 19 年度から住民税が変わります！

税源移譲

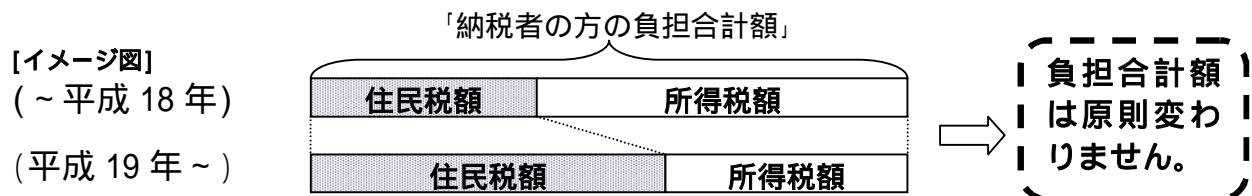


何が変わるの？

- ・地方公共団体の自主性、自立性を高め、質の高い住民サービスの提供を実現するために、**所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実施されます。**
- ・具体的に、住民税所得割の税率は、税源移譲前は課税所得金額に応じて5%、10%、13%であったものが**一律10%**に、所得税の税率は、10～37%であったものが、5～40%になります。

負担が増えるの？

- ・平成18年分と平成19年分の課税所得が同じ場合、「**住民税 + 所得税**」の**税負担は変わりません**。ただし、収入の増減や所得控除額の変動など、別の要因により、実際の負担額は変わります。



税源移譲による税負担は変わりませんが、**定率減税の廃止により、実際の税負担は増加します。**

いつから変わるの？

- ・ほとんどの方は、**1月分から所得税(源泉徴収)が減り、その分6月分から住民税(給与天引もしくは個人納付)が増える**ことになります。

モデルケース ～ 税源移譲による負担変動(年額) ～

収入金額	税源移譲前(単位:円)			税源移譲後(単位:円)			負担増減額 (単位:円)
	所得税	町県民税	合計	所得税	町県民税	合計	
夫婦と子ども2人の場合(給与収入)							
500万円	119,000	76,000	195,000	59,500	135,500	195,000	0
700万円	263,000	196,000	459,000	165,500	293,500	459,000	0
独身者の場合(年金収入・65歳以上)							
200万円	22,000	13,500	35,500	11,000	24,500	35,500	0

*前提条件は税源移譲のモデル資産と同じです。

*この表は税源移譲による負担変動を示し、税源移譲前の金額は、定率減税後(所得税10%、町県7.5%)の金額となっています。

*この表は税源移譲による負担変動を示すものです。税源移譲前の金額は、定率減税廃止後の金額となっています。

*上記の計算には均等割額を含めていません。

定率減税の廃止

定率減税の廃止って何？

- ・平成11年度から、景気対策のために暫定的な税負担の軽減措置として導入されていた定率減税が、最近の経済状況等の改善等を踏まえて廃止されます。

[個人住民税について]

平成17年度分	平成18年度分	平成19年度分～
所得割額の15%を控除 (4万円を上限)	所得割額の7.5%を控除 (2万円分を上限)	<u>廃止</u>

併せて、平成19年分から所得税の定率減税も廃止されます。

負担が増えるの？

- ・税源移譲による税負担は変わりませんが、定率減税の廃止については、減税措置が廃止される訳ですので、税負担は増えることになります。
御理解のほどよろしく願いいたします。

税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置

- ・平成19年中の所得が大きく下がり、所得税がかからなくなってしまった場合、平成19年度分の住民税で負担の増えた分を、平成19年度分の所得税で調整することができなくなります。そのため、平成19年度分の住民税に限り、税源移譲前の税額まで減額する経過措置が設けられます。対象者は、平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、平成19年1月1日現在の住所所在地の市町村に申告する必要があります。

65歳以上の方に対する非課税措置廃止に伴う経過措置

- ・年齢65歳以上の方で前年の所得が125万以下の方に対する非課税措置が廃止になりました。それに伴い、平成17年1月1日現在で65歳以上の方で、前年の合計所得金額が125万以下の方については経過措置が適応されます。

平成18年度分	平成19年度分	平成20年度分～
税額の2/3を控除	<u>税額の1/3を控除</u>	廃止

問合せ先

杉戸町役場 税務課

0480-33-1111 内線 242・243・436